

保医発0530 第3号
平成 26年 5月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成26年6月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日保医発0305第7号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について



「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日
保医発0305第7号）の一部改正について

- 1 (別表) の I の手術のレーザー手術装置 (IV) の類別に「機械器具 (29) 電気手術器」、一般的名称に「治療用電気手術器」を加える。

「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日
保医発0305第8号）の一部改正について

1 別表のⅡの064の①の①を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体内固定用プレート」、「体外固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。

2 別表のⅡの126を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーテル」、「中心循環系動静脈カニューレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動静脈カニューレ」であること。

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日保医発0305第7号）（別紙）の一部改正について

（参考）
(改訂の部分は改正部分)

改正後

I 医科点数表関係
手 術

（別表）I 医科点数表関係
手 術

| 特定診療報酬算定医療機器の区分 | 定義 | | 対応する診療報酬項目 | 特定診療報酬算定医療機器の区分 | 定義 | | 対応する診療報酬項目 |
|------------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|------------------|------------------------------|----------------|---------------------|
| | 薬事法承認上の位置付け | 一般的な名称 | | | 薬事法承認上の位置付け | 一般的な名称 | |
| レーザー手術装置 (IV) | 機械器具 (31) 医療用焼灼器 機械器具 (29) 電気手術器 | ダイオードレーザ 治療用電気手術器 | K 617-4 下肢静脈瘤内焼灼術 下肢静脈瘤の治療が可能なもの | レーザー手術装置 (IV) | 機械器具 (31) 医療用焼灼器 ダイオードレーザ | 下肢静脈瘤の治療が可能なもの | K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術 |
| | | | | | | | |

現行

（別表）

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| (別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 | (別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 |
| 064 脊椎固定用材料 (1) 定義 次のいづれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体外固定用プレート」、「体内固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。 | 064 脊椎固定用材料 (1) 定義 次のいづれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体外固定用プレート」、「体内固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。 |
| 126 体外循環用カニューレ (1) 定義 次のいづれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動靜脈カニューレ」、「大靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大靜脈カニューレ」、「靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用靜脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状靜脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、 | 126 体外循環用カニューレ (1) 定義 次のいづれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動靜脈カニューレ」、「大靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大靜脈カニューレ」、「靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用靜脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状靜脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、 |